



- 医療法の改正により、医療計画の計画期間は5年から6年に延長
- 平成30年度以降は6年ごとに策定
- 平成30年度からの次期東京都保健医療計画は東京都高齢者保健福祉計画との整合性を保ちながら策定
- 障害者計画・障害福祉計画や健康増進計画、医療費適正化計画等、他の計画とも十分整合を図っていく

平成28年6月、東京都保健医療計画推進協議会の下に改定部会を設置し、改定に向けた検討を開始

(参考) 前回改定スケジュール

平成23年度

- ・改定部会設置、検討 (3回開催)
- ・医療機能実態調査等の実施

平成24年度

- ・改定部会における検討 (7回開催)
- ・保健医療計画推進協議会での審議 (3回開催)
- ・医療法に基づく意見照会
- ・パブリックコメント
- ・医療審議会への諮問及び答申